

藤井寺市国民健康保険運営協議会資料

令和 7 年 2 月

藤井寺市健康福祉部保険年金課

令和 7 年度国民健康保険制度について

■令和 7 年度 藤井寺市保険料率（大阪府統一保険料率）

		本市保険料率			賦課限度額	
		所得割	均等割	平等割		国基準
7 年度	医療分	9.30%	34,424 円	33,574 円	65 万円	66 万円
	後期分	3.02%	11,034 円	10,761 円	24 万円	26 万円
	介護分	2.56%	18,784 円	0 円	17 万円	17 万円
6 年度 (現行)	医療分	9.56%	35,040 円	34,803 円	65 万円	65 万円
	後期分	3.12%	11,167 円	11,091 円	22 万円	24 万円
	介護分	2.64%	19,389 円	0 円	17 万円	17 万円
比較	医療分	－0.26%	－616 円	－1,229 円	0 万円	+1 万円
	後期分	－0.10%	－133 円	－330 円	+2 万円	+2 万円
	介護分	－0.08%	－605 円	0 円	0 万円	0 万円

※藤井寺市保険料率と大阪府統一保険料率は同率

■賦課限度額

- 本市の賦課限度額は後期分を現行の２２万円から**２４万円**に引き上げ。

大阪府における保険料率の算定時期が改正政令の公布前であることから、１年遅れで国基準に引き上げを行う。

年度	本市（府統一）				国基準			
	医療分	後期分	介護分	計	医療分	後期分	介護分	計
５年度	６５万円	２０万円	１７万円	１０２万円	６５万円	２２万円	１７万円	１０４万円
６年度	６５万円	２２万円	１７万円	１０４万円	６５万円	２４万円	１７万円	１０６万円
７年度	６５万円	２４万円	１７万円	１０６万円	６６万円	２６万円	１７万円	１０９万円

■保険料の軽減判定所得基準の見直し（令和7年4月1日施行予定）

- 低所得世帯に対する保険料の軽減措置における保険料の減額の対象となる所得の基準について、次のとおり改正される。
（国民健康保険法施行令の改正に伴う見直し）

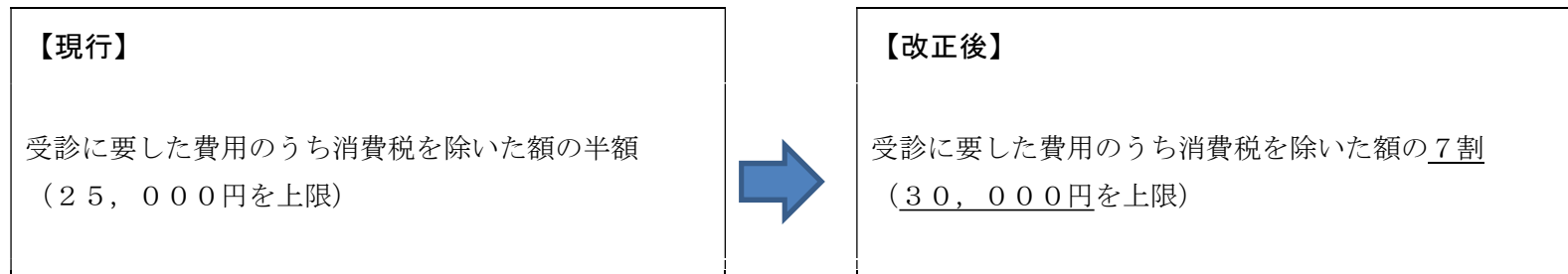
軽減判定所得の算定において、5割軽減の対象となる世帯における被保険者数に乗ずる額について現行の29.5万円から30.5万円に引き上げることとし、2割軽減の対象となる世帯における被保険者数に乗ずる額について現行の54.5万円から56万円に引き上げることとする。（7割軽減基準額の対象となる世帯については変更なし）

【現行】軽減判定所得	➡	【改正後】軽減判定所得
7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円） ＋10万円×（給与所得者などの数－1）		（※変更なし） 7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円） ＋10万円×（給与所得者などの数－1）
5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋ <u>29.5万円</u> ×被保険者数 ＋10万円×（給与所得者などの数－1）		5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋ <u>30.5万円</u> ×被保険者数 ＋10万円×（給与所得者などの数－1）
2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋ <u>54.5万円</u> ×被保険者数 ＋10万円×（給与所得者などの数－1）		2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋ <u>56万円</u> ×被保険者数 ＋10万円×（給与所得者などの数－1）

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

■人間ドック費用助成の見直し（令和7年4月1日施行予定）

●人間ドックに係る費用助成について、受診者の負担軽減により受診しやすい環境の整備につなげ、被保険者の疾病の予防、早期発見及び早期治療を促進し、被保険者の健康維持及び健康増進を図るため、次のとおり見直しを予定しています。



■高額療養費制度における自己負担限度額の見直し（令和7年8月～）

※見直しは令和7年から令和9年にかけて段階的に実施される予定です。

●医療費の自己負担額が高額となったときに自己負担限度額を超えた分について高額療養費として支給される制度です。
このことについて、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築の観点から負担能力に応じた負担を求める仕組みに見直しを行い、「自己負担上限額の引き上げ」「所得区分の細分化」「70歳以上の外来特例についても見直しを検討」などの改正案が検討されています。

・引き上げ額（案）の一例	住民税非課税世帯	35,400円→36,300円（900円引き上げ）
	所得210万円以下の世帯	57,600円→60,600円（3,000円引き上げ）
		（いずれも70歳未満の世帯の場合）